信用金庫の運営

信用金庫の最高議決機関は、総会又は総代会であり、議決権は会員1人1票制をとっています。総代は、定款の定めるところに従って会員の中から選任されます。

総会又は総代会では、理事及び監事が選任され、理事によって理事会が構成されます。

理事長等の代表理事は、理事会で選任され、信用金庫の日常業務は、理事会の決定の下に行われます。

信用金庫は、金融庁の監督を受けており、「関係法令を遵守しているか」「経営は健全か」等の着眼点に沿って定期的な検査を受けています。

当金庫の会員資格は、当金庫の事業地区内にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方、事業所を有する者の役員となっています。ただし、従業員が300人以下又は資本金が9億円以下であることが必要です。会員となるためには、1万円の出資をしていただきます。

Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1．暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

2．次の各号のいずれかに該当する者
（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1．貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6ヶ月以内にその義務を履行しないとき。
2．法令もしくは当金庫の定款に違反し、当金庫の事業を妨げ又は当金庫の信用を失わせるような行為をしたとき。
3．自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為
4．反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意をしていただく、上記Ⅰの「1」及び「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
5．5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき。

総代会制度

総代会制度

信用金庫は、一定地域の中小企業や住民の方々を会員とした協同組織の金融機関です。

会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能なことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から、適正な手続きによって選任された総代により運営され、決算、取扱業務の決定、理事・監事・会計監査人の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

総代および総代の選任方法

総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

平成22年8月以降新たに就任した総代の定年は満80歳です。

総代の定数は、90人以上120人以内で、各選任区域（5区）ごとに選考年度の5月末の会員数に応じて定めております。

総代選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

(1) 総代会の決議により会員の中から「総代候補者選考委員」を選任します。

(2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員は会員の中から「総代候補者」を選考し掲示場に掲示します。

(3) 会員が総代候補者を信任します(異議があれば申し出ることができます)。

総代候補者の選考基準(「総代選任規定」第7条)

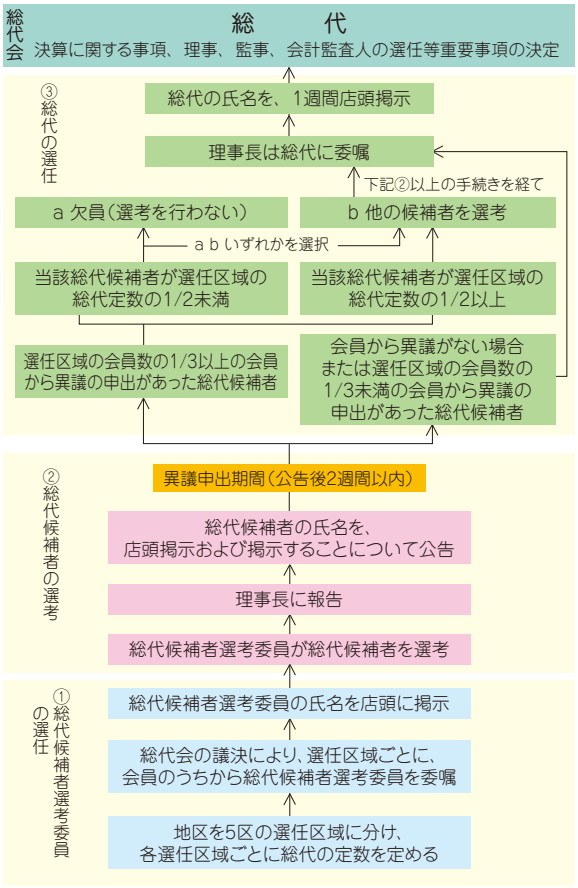
総代候補者は、当金庫の会員のうち、次の要件に該当する者から選考する。

(1) 総代として相応しい見識を有している。　(2) 良識をもって正しい判断ができる。

(3) 地域に地縁・人縁関係がある。　(4) 地域での信望が厚い。

(5) 当金庫の基本方針および経営方針をよく理解している。

総代会は、会員の総意を適正に反映するための制度です



第113期通常総代会の決議事項

令和8年6月18日(木)、本店にて開催しました第113期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

1. 報告事項

第113期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 決議事項

第1号議案　第113期剰余金処分案承認の件

第2号議案　所在不明会員の除名の件

第3号議案　理事退任に伴う補充選任の件

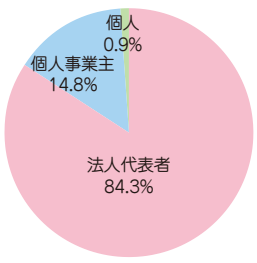
第4号議案　退任理事への退職慰労金贈呈の件

総代のご紹介

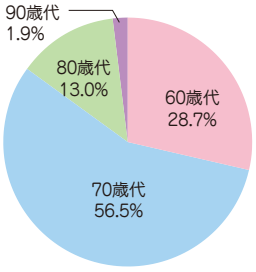
令和8年6月18日現在　(氏名の後の数字は総代への就任回数)　(敬称略・五十音順)

総代選任区域		
1区(定数25名)	西尾市(旧幡豆郡一円は除く。)	(現員数25名)
	朝岡陽子④　天野　卓⑤　一柳典行①　稲葉稔彦⑧　岡田義雄⑧　小田井博茂⑥　神谷　祥④	
	柴田高広③　杉浦明博③　杉浦正一③　杉浦澄雄⑨　杉田愛次郎⑦　杉本義安⑧　鈴木一枝⑤	
	鈴木英昭⑥　高原藤一②　田中正規⑥　辻村和敏③　寺部典司⑥　二宮誠二⑪　藤田和也③	
	村瀬和男②　山尾ひろみ③　山崎克弥②　米津長治⑧	
2区(定数18名)	西尾市(旧幡豆郡一円)、額田郡幸田町	(現員数18名)
	石川君夫②　大嶽治郎⑧　大竹玲子③　兼子久一⑪　川上喜代美①　倉内睦夫⑧　桑原泰孝⑤	
	小出道治⑤　颯田　稔⑧　柴崎義輝⑥　鈴木茂朗⑤　鈴木久夫⑥　外山隆寛①　長坂正志②	
	長坂　誠①　平野郁孝⑧　藤井　務⑥　村井誠一⑤	
3区(定数23名)	蒲郡市、岡崎市、豊田市(旧西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡旭町・足助町・下山村・稲武町は除く。)、豊明市、みよし市、長久手市、愛知郡東郷町、日進市	(現員数21名)
	青山嗣英②　青山晴夫⑧　石川順一④　太田三伸③　大塚幸和⑧　蒲野信義①　栗田敏明①	
	畔柳　悟⑤　小松賢司①　神田道子①　酒井克俊③　杉崎友則②　高井芳人③　都築仁美①	
	中根祥子③　服部直己③　牧原孝二郎③　三田正人①　宮地恭一①　村上正江①　森田哲夫⑦	
4区(定数30名)	安城市、知立市、高浜市、碧南市、刈谷市	(現員数29名)
	生田繁信③　石川　伸③　石川敏明④　犬塚裕美①　井上　徹③　井上雅弘⑤　太田宗一郎⑧	
	小笠原真伸③　岡田鋭春⑦　岡本郁雄⑧　奥村武博⑤　加藤隆久②　加藤哲也⑦　加藤敏隆⑨	
	加藤弘枝④　樹下太郎③　古久根靖③　榊原逸夫③　杉浦慶一⑤　杉浦正直④　杉浦康成⑤	
	鶴田昌宏②　服部三千子⑦　早川浅海③　平手裕樹②　牧　茂史①　牧野伸正⑦　武藤啓吾③	
	横山真喜男③	
5区(定数14名)	名古屋市(緑区、南区、瑞穂区、昭和区、天白区、千種区、名東区、港区、熱田区、東区、中区、中川区)、大府市、東海市、知多郡一円、半田市、常滑市、知多市	(現員数14名)
	青木弥右ェ門②　渥美峰生②　石原寛治③　石原文代①　各務康則④　加藤重孝⑧　鬼頭佑治⑧	
	久野晋嗣③　近藤妙子③　新海茂利②　鈴木　隆②　關　長吉②　藤本　徹②　矢上孝雄⑦	

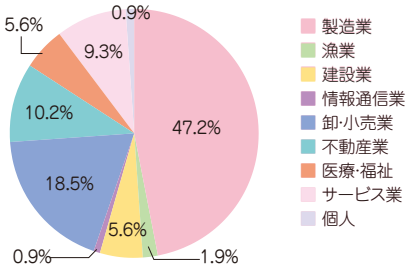
職業別構成比



年代別構成比



業種別構成比



総代選任区別会員数

(令和8年5月31日現在・名)

1区	15,077
2区	10,901
3区	14,089
4区	17,980
5区	8,904
合計	66,951